

# 澤柳政太郎にみる近代国家における宗教と教育の関係

齋藤 知 明

## はじめに

本稿の目的は、戦前日本の学校教育において宗教がどのように扱われてきたかを考察し、近代国家における両者の関係を明らかにすることである。従来、戦前日本の両者の関係を考える際に、明治三十二年に発布された文部省訓令一二号「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」をめぐる教育行政や学校行政に関する研究がある<sup>①</sup>。しかし、訓令一二号の検討のみでは、訓令一二号がキリスト教学校の抑圧や教育勅語思想注入の先鋭化が目的であったといったような結論しか導くことができない。実態はそうではなかったという研究もあり<sup>②</sup>、両者の関係を考える際には、より多角的な研究視点が求められていると考える<sup>③</sup>。そこで本稿では、当時の代表的な文部官僚であった澤柳政太郎の思想から両者の関係を考える。制度史・法制史研究で蓄積されてきた戦前日本における宗教と教育の関係史に対して、思想史の視点から検討していきたい。

## 一 なぜ澤柳政太郎か

本稿が扱う明治中期以降、特に明治三〇年代は、国民教育の根幹である学校教育制度の整備と教育内容の整理・統一が図られ、近代教育制度が確立した時期であった<sup>④</sup>。このように近代教育史で重要性を持つとされる明治三〇年代における教育行政の中心人物が、澤柳政太郎である。

澤柳は、明治維新直前の慶応元年（一八六五）に生まれ、東京大学卒

業後は文部省に入省し教育行政、特に義務教育行政の中心人物となる。明治三〇年代において、普通学務局長として義務教育を決定づけた小学校令の改正を行い、後に文部次官までのぼりつめ、近代教育制度の確立に大きく寄与した人物といえる（森有礼が明治二〇年代に義務教育の枠組みを作ったならば、その内容を精査していったのが澤柳ともいえる）。後年は成城学園を創設し、大正自由教育の先駆者となるも、帝国教育会の会長に在位し続け、国家の教育行政に対して大きな影響力を持っていた。教育史研究では、澤柳は成城学園で自由な教育を行った教育家として語られることが多いが、実際の影響力として、国家の教育行政に携わった官僚的な澤柳の一面は大きい。また、澤柳は篤信の仏教信仰家であり、大谷尋常中学校長・大谷派教学部顧問や、大正大学初代学長、『宗教々育講座』（全一八巻、一九二七—一九二九）の監修を歴任するなど、他の教育家と比べ、宗教にかなり親しかつた経歴を持つ。それにも関わらず、教育行政では一貫して宗教と教育を分離する姿勢を取っていた。教育行政に大きな影響力を持った澤柳が、なぜ両者を分離すべきとの思想を持っていたかを考えることは、当時の国家の近代化において両者の分離がどのような正当性を持って語られていたのかを考えることにつながるであろう。

戦前の日本では、教育界や各知識人によって道徳教育の議論が絶えず行われていた。明治二〇年代に起こった「教育と宗教の衝突」論争では、教育勅語の精神を道徳教育に用いるべきかということが争点となった。それに対して、明治三〇年代以降の論争では多くの知識人たちが道徳教

育に宗教を用いるべきだと主張していた。その論調は、教育勅語によって国民道徳を教えることを前提として、それに加えて宗教を教えることによつてさらに国民道徳を補強するといふものであった。

そこで、はじめに澤柳の宗教観と教育観を概観した後に、澤柳の宗教と教育に関する思想を二点に絞つて考える。一つに、どうして宗教と教育は分離しなければならなかったのか。もう一つに、どうして宗派色を抜いた宗教も学校教育に用いることはできないのか、の二点である。この二点を明らかにすることにより、近代国家における宗教と教育との関係の一面がみえてくるのではないかと考える。

## 二 澤柳の宗教観・教育観

### (1) 宗教観

澤柳の宗教観については、様々な分野からの蓄積がある<sup>6)</sup>。よつて、ここでは澤柳の宗教観の中心となる点だけを述べたい。

澤柳は、青年期から真言宗の僧侶である釈雲照に師事し、「十善云」といふ仏教在家集団を運営していた。そして、雲照が説く戒律主義のなかの十善戒を普及させるために、明治二三年に『仏教道徳十善大意』を著し、十善戒の理論的説明を行っている。二六歳で刊行した著作であるが、すでに澤柳の宗教観がみてとれる。

そのなかで澤柳は、道徳を理論で説明しても理解できないことが多いが、実践を通せば道徳を理解できると説く<sup>6)</sup>。澤柳にとつての実践すべき道徳として選んだのは十善戒であり、その十善戒を実践することによつて「安心」、つまり安定した心情を得ることができる。そして、どのような「安心」を得られるかということの説明する。ここでいう道徳とは、国民全体が共有するような国民道徳ではなく、個人が自律した人間になるための個人道徳という意味で用いられている。よつて、澤柳にとつて

宗教を持つことは個人の信仰を持つことであり、それは個として自覚できるような「アイデンティティー」としての—ある自律した信念を持つことと同義であると考えることが出来る。このような青年期の澤柳の宗教思想・宗教実践は、晩年に至つても変わることがなかった<sup>7)</sup>。

島蘭進によれば、この時代の高学歴エリートや知識人が身に着けていた「宗教」は、世俗領域とは区別されるが、世俗の倫理や秩序などを個人に基礎づける機能があるものとして語られていた。そして、そのような「宗教」の世界観のなかに個人（自己）の主体性を定位するものとしても「宗教」を機能させる宗教言説があつたとしている<sup>8)</sup>。澤柳は、そのような知識人の典型的な例であつたといえよう。

### (2) 教育観

次に教育観であるが、澤柳の教育観についての研究も枚挙に暇がない。しかし、そのほとんどは澤柳の主著である『教師及び校長論』や『学修法』（一九〇八年刊）、『實際的教育学』（一九〇九年刊）や、成城学園の教育などを主題としている研究である。ここでは、澤柳が教育行政に直接関わり義務教育の改正に尽力していた頃の論説から澤柳の教育観を確認したい。それにより、近代化する国家の教育に対する澤柳の思索を整理する。

明治三〇年前後の学校教育の性格として、明治二〇年代から起こる産業革命とともに変化した社会構造に従い、「民衆の権利としての教育」や「国民皆学」といつた近代教育の確立期であつたことが挙げられる<sup>9)</sup>。また、「実業教育」を重視していく一方、中等・高等教育の分化を促進し、国家が求める国民の性質・能力を明確にし、役割分担を図られたのであつた<sup>10)</sup>。

澤柳は、明治三一年に普通学務局長に就任してから多くの学校令の公布・改正を行った。そのなかでも、特に明治三三年の小学校令改正の中

心的役割を担っていた。小学校令が改正される直前、澤柳は「義務教育の効果」のなかで義務教育の本来の在り方を説いている。そこでの主張は、改正小学校令の審議では修業年限の延長や学校設備の充実などが中心となっているが、それより先に義務教育の効果とはいかなるものかということを考えている必要があるとする。そして、愛媛県での徴兵検査における学力試験の結果が義務教育を受ける前の世代と後の世代では格段に差があることを説明する。また、そのような学力は環境のみに依るものではなく「抑も知識は之れを授くる者の能否に依」とし、「有形のもの」に対する改革よりも「無形の教練」を義務教育では重視しなければならぬと主張する<sup>(11)</sup>。つまり、学校における「無形の教練」としての教師の意欲や工夫次第で、義務教育の効果は変わってくることを強調しているのである。澤柳は、決して修業年限の延長や学校設備の充実を軽視していたわけではなかった。だが、それよりも「教育者として自重心がなければならぬ、教育社会に於ても自重心がなければならぬ」と、教育者の意識改革を求めていたのである<sup>(12)</sup>。

澤柳は、自律した人格を持った教員が自律した生徒を育成する学校教育こそ理想と考えていた。明治二八年に刊行された『教育者の精神』では、学校教育の向上に「之を教育者各自の心に求むべきのみ<sup>(13)</sup>」と論じている。本書において、澤柳が最も強く主張していることは、教師自身がある明確な信念を持っていなければ、自律した信念を持つ生徒を育成できない点である<sup>(14)</sup>。澤柳にとっての義務教育の向上は、決して物質的な改革のみに納まるものではなく、精神面の改革をも重んじなければならなかった。

### 三 宗教と教育の関係はどうあるべきか

澤柳の宗教観や教育観を見る限り、両者に求めていたものは、「安心」

や「信念」、「無形の教練」などのことばで表わされるような、自律した精神性を育成することで共通である。それでは、なぜ共通した目的を持つと考えていた宗教と教育の両者を学校教育では分離しなければならなかったのか。ここにひとつの疑問が持たれる。宗教に対して好意的で、自律した精神性を持つことの重要性をだれよりも説いていた澤柳が、なぜ同様の目的を持つと考えていた教育と完全に分離せざるを得なかったのか。知識人のあいだで、宗教を学校教育に導入する声も高まっているにもかかわらず、なぜその声に同調しなかったのか。例として、当時の教育学者の谷本富は、澤柳と同世代で、熱心な真宗門徒であった。谷本は澤柳と境遇が似ているが、学校教育で宗教教育を行うべきことを強く主張していたのである<sup>(15)</sup>。このように、教育学者といふことを問わず、宗教に親しかった知識人は宗教を教育に用いることに概ね肯定的であった。それでは、なぜ澤柳は宗教と教育が分離することを理想としていたのだろうか。ここには、文部官僚としての澤柳と精神面を重視する澤柳との二重の側面がみられるのである。

澤柳は、明治三四年に「宗教と教育との関係」という論文で両者の関係についての持論を展開している。ここでは当論文を詳しくみていきたい。それによると、当時の宗教と教育の関係に対して三種の議論があったことがうかがえる。

- (一) 宗教と教育とは互に反対して相容れず
- (二) 宗教と教育とは、其目的に於て、其精神に於て、互に調和すべきものなり
- (三) 宗教と教育とは、相一致すべきものにして、眞の教育は宗教を離れて存する能わず<sup>(16)</sup>

このなかで、澤柳自身は(二)の立場をとる。この立場は宗教と教育は道徳心を教化するという目的があるため両者は調和するという意味であるが、ある条件のなかに入ってしまうば分離せざるを得ないという意

味を含んでいる。これについては、後で詳述する。まず、(一)の宗教と教育は対照的であつて教育は宗教を完全に排除すべきという趣旨は、教育学や当時日本に入つてきた新興諸科学で語られる意見であるとする。これに関して澤柳は以下のように論じる。

教育の目的は人間の道徳的の品性を陶冶するにありとは何れの教育主義に於ても一致する所にあらずや。その道徳てふものは、宗教の目的とする所のもと全然同一なりと云ふを得ざるも互に反対したるものなりと云ふを得ず。されば宗教は教育とは反対のものにて、従ひて教育より宗教を排斥すべしとの考は多少今日の人が抱き居るにも拘らず、実に取るに足らざる議論と云はざる可けんや。<sup>(17)</sup>

教育の目的である道徳心の育成と、宗教の目的である信仰や安心の獲得とは、完全に異なるということではないため、そのことを考慮せず両者の分離を論じるのはおかしい、と澤柳は退ける。

(三)の宗教と教育は分離して考えるのではなく、相一致すべきだという意見に関して澤柳は、「この説は過去の歴史に重きを置き過ぎたる説にして、将来の趨勢を幾分か軽く見、且つ近世に研究せられたる教育てふ意義を十分に了解せざる考」と、前近代的な教育法であり、近代国家における教育とはそぐわない意見であると批判する。

また澤柳は、他にもさまざまな条件が存在するため、近代国家においては宗教と教育は相一致しないと論じる。たとえば、宗教と教育の時間的制限の相違からも宗教と教育は分離すべきであることを説明している。ここで問題となつている「教育」は、学校教育のことを指している。「短日月の内に終らざる可らざる教育、国民一般に均等に強ゆるべき教育によりて宗教の目的を達せんとするは不可能事に属すと云はざる可らず」と、宗教の目的である信念や安心の確立は各個人が主体的に得るものであるのに対して、教育は国民全体に対して、決まつた時間内で平等に画一的に行うため、宗教の目的を果たすことができないと論じる。たしか

に宗教と教育は信念の確立や道徳心の育成など「宗教の目的も教育の目的も、同一の直線の上にある所の二点の如きもの」<sup>(18)</sup>であるが、「宗教の目的は同一方向に於て無限の所にあり。教育の目的は同じ方向に於て有限の所にあり」と澤柳は主張する。つまり、宗教は時間的制約を受けずに一生涯をかけて信仰の獲得という目的を果たしていくことができるが、教育は学科課程という時間的制約のなかで知識の育成もしていかなければならないため、両者を一緒に教えるべきではないとするのである。

時間的制限以外の理由として、宗教は「無限」であり、教育は「有限」であるため両者を分離すべきであると論じる。たとえば、宗教家と教師の職業としての意義について、「人心の開拓に関して教育家の手の及ばざる所夫多し。如何に教育家か其本文を尽し得たりとするも、教育家としては開拓し尽されざる領分夫多し。この残されたる領分を開拓することは宗教家の手を勞せざる可らず」と、学校教育における教師の能力の「有限」性を説き、宗教家によつて教師のやり残した「人心の開拓」を行うべきであると論じる。たしかに、学校教育で宗教を用いることはできない。しかし、「有限」の教育を「無限」の宗教が支えるという意味で、両者はどちらも必要であるという立場を澤柳はとつていたのである。

澤柳は、(二)の宗教と教育は調和すべきとの立場をとつていた。しかし、それは、お互いにはお互いの役割があり、両者はそれを干渉しないで人間に関わつていく、という意味で両者の調和をとろうとしていたのである。小学校令の改正には多くの批判が挙げたが、一部の批判は的を射ていたことを澤柳も認めていた。<sup>(19)</sup>澤柳にとつては決して現状の学校教育で満足していたわけではなく、段階的に改良していく意向があつた。しかし、改革当時の学校教育においては最低限必要の学科課程をこなしていくだけで精一杯であるという状況も知つていた。文部官僚にとつて学校教育は国家事業であり、時間的制限、経済的制限、人材的制限などを受けるものであることはもちろん承知していた。それゆえ学校教

育は「有限」と考えていた。「有限」である学校教育のなかでも改善の余地があるとすれば、それは教師の精神であつた。教師の精神次第で学校教育の効果が上がることができると考えていた。だが、教員にも能力の限界があり、学校教育のなかで宗教を教えることができるかというところ、それは困難が予想された。宗教のことは宗教家に、というのが自然な流れであつたといえよう。

宗教も、学校教育と同じ「人心の開拓」を目指すものと考えていたが、学校教育は「人心の開拓」を行う以外にも知識教育など多くの課程を教えていかなければならなかつた。しかし、宗教はあらゆる制限を受けなという意味で「無限」である。学校教育における道徳教育だけでは十分であるので、学校教育が終わつた後の道徳教育として宗教が必要である。文部官僚の澤柳は、このように、学校教育の限界性を知つた上で、段階を踏んで両者による「人心の開拓」が行われるべきと、主張したのであつた。

#### 四 学校教育に宗教を用いる議論に対して

澤柳は、文部次官を辞任した後も、帝国教育会会長として指導力を発揮し、ますます教育界のなかでの影響力を高めていった。宗教と教育をめぐる議論においても、澤柳は中心的役割を担つていたのである。

明治三〇年以降、訓令一二号により、原則として宗教は学校教育に用いられないことが明文化されたが、明治末期から、大正期、さらに昭和前期にかけて、宗教を学校教育に用いようとする国民道徳涵養の手段として、宗教を学校教育を推進する議論が盛んになってくる。

明治末期には、資本主義の急激な展開による階級対立が問題となり、さらに大逆事件が起こるなど、教育勅語による国民道徳の徹底が必要とされた。明治四一年に、戊申詔書が、明治四二年には、修身教育の重視

を訓令で出されるなど、国家主導によるさまざまな思想統制の試みがおこなわれた。その流れのなか、政府主導によつて国民道徳の涵養のために宗教を政治的に利用しようとする動きもあつた。

大正期に入ると、大正デモクラシーに代表されるような自由主義・人道主義的な思想の高まりのなかで、普遍性や高い精神性を持つていとされる宗教の復興が声高に叫ばれるようになる。また、大正末期に第一次世界大戦後の経済恐慌や関東大震災が起こり、情勢が不安定になると、教育界はさらに宗教による国民道徳の涵養を求めた。宗教による教育は、当時の国民道徳復興思想と連携し、自由主義や個人主義などの「利己主義」と社会主義や共産主義などの「唯物主義」を克服するものとして期待された。これらの宗教教育を推進する議論は、学校教育では宗派的で儀礼をおこなうような宗教教育は不可能だが、宗教的な情操教育は必要であるとし、宗教を教えることの正当性を、人格完成などの教育的な議論に置き換えた所に特徴があるといえる。

このような宗教教育への期待の高まりのなか、学校で宗教を教えることを否定していた澤柳は、宗教教育の議論にどのように応じたのだろうか。明治四五年、澤柳は「宗教と教育」という論文で意見を述べている。

澤柳は、「日本の教育家にして、真の教育を以て天職とし、楽しんで教育に従事するといふ人の出ないのは、一つは此宗教上の信念といふものもを有つておられないからではなからうかと思ふ」と、決して宗教心の必要性を否定しているわけではない。宗教心を育むためには、宗教と教育が「互に相補つて行くべきものである。互に相携へて行かなければならぬものであらうと考へて居るのであります」と、前節でみていったような、両者が協力する必要性があることを論じる。それでは、学校で宗教心を教えることに何が問題とされるのだろうか。

此宗教心を満足させるといふことは、謂ば色々な途があり又流儀があるのであります。自分は斯ういふ方法に依つて、其の信仰を得た

からといふて、総ての者が其方法順序を経なければならぬといふのではないのであります。(…)而して学校に於て宗教を施すといふことは第一に此点に於て不都合である。何故なれば学校に於て宗旨を授けるとすれば、何れかの宗旨に依つて授けなければならぬのである。さうしてそれは其宗旨に属して居る者であつたならば宜いか知れませぬが、他の宗旨の者は、それを或宗旨を以て教育しなければならぬといふやうな次第であつて、学校に於て有らゆる宗派を、個人々々に就て施すということは、なかなか煩雜にして到底出来ることではないのであります。故に如何にこの宗教と教育といふものが、人生の目的に付て一致するところがありと致しましても、之を学校に於て施すといふことは出来ないのである。又施す必要がないのである。<sup>29)</sup>

澤柳は、宗教心を育むということについて、ある特定の宗教宗派の宗旨を教えることを想定し、学校教育においてそのような宗教教育は、その宗教宗派によつて千差万別の方法があるため不可能であるとする。また、宗教を得る時機についても言及している。

然るに昔の習慣に捉はれて居るところの僧の如きは、小学校からして御経なりバイブルなりを施さんと気が済まんやうに思ひますが、是は全く唯従来の習慣に捉はれて居るのであつて、宗教といふものは決して幼少なそんな時代に求めるといふものでないし、従つて其時代に授けべきものではない。而して此宗教の如きは、多くは学校の教育を終つた後、世の中の荒い浪や風に洒されて、さうふて世の無情を感じるとか、或は人生の不覚を歎ずるやうな際に於て、初めて宗教を宣布するに尤も適した時期であるのである。<sup>30)</sup>

このように宗教は、学校教育の時期に教わるのではなく、学校教育が終わり社会に出た後、さらに、何か人生につまずいた際に感じるものであるとする。澤柳の宗教観を鑑みれば、これらのような宗教理解にいた

るのも頷ける。つまり、宗教を獲得するということは、何か特定の宗教宗派の思想や方法に依拠する必要がある、しかも、誰かに教えられるものではなく、自らが選択するものであるとするのである。

また、宗派色を抜いた宗教を教えることに対して、澤柳は大正四年に「教育と宗教的信念との関係」という第一協会の月例会における講演録で疑問を呈している。そのなかで、まず澤柳は宗教心を定義している。

如何なる宗教でも人間の洵に不完全で、極く有限的で微弱なものであるといふことを十分認める。併しながらそれを認むると同時に、それに満足せずして、どうかして無限絶対の世界に到らんとする希望を人間は持つて居る。而して此処に到らんと努力するのが即ち宗教心である。<sup>31)</sup>

澤柳によると、人間の有限性を理解した後にそれでも無限を求めようと努力する心を宗教心としている。そのため先述したように、宗教心を得るためには逆説的ながら何か人生につまずかなければならない。澤柳の理解では、人生に不足がなければその人にとって宗教は必要がないのである。

また、「宗教的信念」と言い表されているような、宗派色を抜いた宗教教育についての意見が論じられている。谷本富を代表とするようなこの時期の宗教教育を推進する側の主張には、宗派色を抜いた宗教教育ならば学校で可能なのではないかというものが多かった。これに対して、澤柳は、宗教の基本的観念として①宇宙の実在の本体の観念、②天命や神の摂理、③道徳と幸福との関係、④靈魂不朽不滅の四点があるとした上で、以下のように主張する。

此の四つの如きは共通的のもので、各成立宗教の色彩はないものであるとしても、一歩進んで説明する時には、直ちに基督教的となり、仏教的となり、或は神道的となることを免れない。(…)それ故に学校で宗教的基本観念を授けようとするれば、自然にどうしても各宗

派の精神を以てするより外にならないことになる。ほんの五分か十分で、宗教的信念の基本観念を説明するならば、色彩を帯びさせずに済むかも知れぬが、然らざる限りどうしても宗派的になる。而して宗派的のことを教へることは何人も考へない所であるとすれば、此の基本的観念を授けることは行はれぬことである。<sup>22)</sup>

宗教の基本的観念を教えようとするならば、どうしても宗派的な色彩を用いなければ教えることが出来ないとする。また、宗教の基本観念を短い時間で教えることは可能かもしれないが、それで宗教的信念の育成が可能かどうかには疑問を持っている。このように澤柳は、学校教育で宗派色を抜いた宗教は教えられないし、教えたとしても本来の目的を達成することは出来ないとして、学校教育に宗教を用いることを断固として否定するのである。

## おわりに

最初の略歴で紹介したとおり、澤柳は、明治二〇年代後半に大谷尋常中学校長に就任した。また、最晩年には仏教連合大学である大正大学の初代学長や、『宗教々育講座』の監修を務めた。ここまで、澤柳の主張をみてきたかぎり、そのような経歴に疑問を持たれる方もいるかもしれない。大谷尋常中学校では、清沢満之と共に学校教育のなかで宗教を教えるということを実際に行っていたし、大正大学では「宗教的敬虔の心持に、大乘仏教的精神が力強く發揮せられ」る教育を期待していた。『宗教々育講座』は、その名の通り当時の日本の宗教教育熱に応えるために創刊されている。宗教と教育は分離しなければならぬと言っていた澤柳は両面性を持っていたのであろうか。

実は、澤柳は、大谷尋常中学校や大正大学のような、宗教の教義・理念で学校を経営することを否定しなかった。それは、信念を持った宗教

者を育成すると同時に、それが宗教界のためになると考えていたからである。その意味では、澤柳は宗派としての「宗教教育」は非常に大きな賛意を示していたのである。しかし、ここまでみてきたのは公立の学校で宗教を教えることへの澤柳の主張である。この主張の違いに、澤柳の教育家としての特徴をとらえられるのではないだろうか。

明治三〇年代において、澤柳は決して宗教の重要性を軽んじたわけではなく、学校教育という限定された環境では、宗教を用いることはできないと考えたのである。宗教を学校教育で教えることが「良いか悪いか」というレベルの話ではなく、「可能か不可能か」という現実的に教育行政を行う文部官僚ならではの視点で、実際の教育現場である学校教育から宗教を分離させる考えを持っていたのである。<sup>23)</sup>

宗教教育熱が高まる時期においては、澤柳は学校教育で宗教を教えることに対して、さらに根本的な問題を投げかけている。それは、宗教ははたして「教えられる」ものなのか、あるいは、宗派色を抜いた宗教を教えることの意味はあるのか、といった疑問である。澤柳は、現実の学校教育においては、それは不可能であると断じたのであった。

本稿では、近代国家の学校教育の在り方として宗教と教育の関係を思考・実践していった澤柳の思想をみてきた。以上のようにみていくと、澤柳は、教育は「公」宗教は「私」と両者の役割を明確に分けて考えていた。澤柳の宗教と教育の関係についての論考からは、「公」である教育から「私」である宗教は分離させられている。一方、澤柳の「私」的な宗教思想を、「公」的教育に敷衍することはない。上野浩道は、澤柳の「公」と「私」の役割分担について当時の職業倫理に基づいて以下のように評している。

私人としての修養と宗教にうらづけられたストイシズムは、公人としての職業上のリゴリズムとして反映し、そこに市民社会を成り立たせるための私人と公人の区別をつくりだす。それは、厚い信仰心

をもちながら厳格な職業道徳を身につけた近代社会の開幕者としての実業人の人生態度と共通のものであった。<sup>55)</sup>

このように、近代国家における教育の役割の重要性を考えたとき、「公」人である文部官僚澤柳は、決して「私」的なものと考えていた宗教を教育に用いることはしなかった。ただし、社会全体の問題としては、澤柳は完全に教育を「公」、宗教を「私」と分けていたわけではない。澤柳は宗教教団に学校教育が終わった後の社会人への教化として「公」的な役割を期待したし、思想や道徳としての宗教を一個人として持つことの重要性を説いた。ただ、画一的・普遍的な学校教育で歴史性・特殊性をもつ宗教を用いることはなかったのである。それは、近代国家が宗教的な思想・信条を「私」の領域へと位置付けたことと多分につながっているのではないだろうか。

## 註

- (1) 久木幸男「訓令一二号の思想と現実(一)・同(二)」・「同(三)」(『横浜国立大学教育紀要』一三・一四・一六巻、一九七三・二九五・一九七六)、佐伯友弘「宗教法案の教育史的意義について」(『キリスト教社会問題研究』第三七号、一九八九)、同「明治三十二年における条約改正議論と第一次宗教法案——『明教新誌』にみるその教育史的意義について——」(『日本仏教教育学研究』第九号、二〇〇一)。
- (2) 石田加都男「明治三十二年文部省訓令十二号宗教教育禁止の指令について」(『清泉女子大学紀要』第八号、一九六一)、大島良雄「文部省訓令第十二号とキリスト教学校の対応について」(『関東学院大文学部紀要』第四二号、一九八五)。
- (3) 最近では土方苑子が、「学校」とは何かに着目して、石田よりさらに詳細に私立学校令の審議過程を検討している(土方苑子「私立学校令」制定史再考——各種学校の視点から」(『各種学校の歴史的研究——明治東京・私立学校の原風景』東京大学出版会、二〇〇八)。
- (4) 仲新監修『日本近代教育史』(講談社、一九七三)一七二頁。
- (5) 澤柳の宗教観と教育観の関連性を取り扱った先行研究は以下のものが挙げられる。斎藤昭俊「仏教と教育の関係——澤柳政太郎論——」(『近代仏教教育史』国書刊行会、一九七五)、鈴木美南子「教育者澤柳政太郎における仏教思想」(『フェリス女学院大学紀要』第八巻、一九七三)、鈴木美南子「澤柳政太郎における仏教思想の形成と特質——教育思想との関連において——」(成城大学澤柳政太郎全集刊行会編『澤柳政太郎全集』第七巻、国土社)(以下、『全集』第〇巻と略記)、竹本英代「大谷派学制改革にみる澤柳政太郎の私学論」(『広島大学教育学部紀要 第一部(教育学)』第四四号、一九九五)、影山昇「澤柳政太郎と大正大学——仏教連合大学の初代学長——」(『成城文藝』第一七五号、二〇〇二)、山本仁「澤柳政太郎の思想形成と仏教」(『佛敎大学教育学部学会紀要』第二号、二〇〇三)、星野英紀「澤柳政太郎の宗教教育観」(多田考正博士古稀記念論集刊行会『仏教と文化』山喜房佛書林、二〇〇八)。
- (6) 澤柳政太郎『佛敎道徳十善大意』(二八九〇)(『全集』第七巻、一九七五)二〇頁二二頁。
- (7) 澤柳礼次郎『吾父澤柳政太郎』(富山房、一九三八)八三頁一八九頁。
- (8) 島蘭進「宗教言説の形成と近代的個人の主体性」(『日本思想史』第七二号、ぺりかん社、二〇〇八)三四頁。
- (9) 佐藤秀夫「第一章 概説」(講座 日本教育史)編集委員会「講座 日本教育史」第三巻 近代Ⅱ 第一法規、一九八四)を参照。
- (10) 本山幸彦『明治国家の教育思想』(思文閣出版、一九九八)、特に「第八章 資本主義発展期における明治国家の教育思想」を参照。
- (11) 澤柳政太郎「義務教育の効果」(『教育実驗界』第五巻、第一号、

一九〇〇）五一頁。

(12) 澤柳政太郎「普通教育に就て」(『東京教育雑誌』第一四六号、一九〇二) 一頁。

(13) 澤柳政太郎『教育者の精神』(『全集』第六卷) 二二二頁。  
(14) 同前 三三三頁。

(15) 稲葉宏雄『近代日本の教育学——谷本富と小西重直の教育思想——』(世界思想社、二〇〇四) を参照。

(16) 澤柳政太郎「宗教と教育との関係」(『全集』第七卷) 三二五—三二六頁。

(17) 同前 三二六頁。  
(18) 同前 三二七頁。

(19) 同前 三二七頁。  
(20) 同前 三二八頁。

(21) 同前 三二八頁。  
(22) 同前 三二九頁。

(23) 久木幸男『日本教育論争史録』第一卷(第一法規、一九八〇) を参照。  
(24) 阿部彰「大正・昭和期教育政策史の研究(二)——プレッシャーグループとしての帝国教育会、教育擁護同盟——」(『大阪大学人間科学部紀要』第三卷 一九七七)。

(25) その企画の一つが明治四五年の三教会同であった。島菌進・高橋原・星野靖二「宗教学の形成過程 解説」(『宗教学の形成過程』第九卷

クレス出版、二〇〇六) によると「きわめて形式的な会合と決議に

終り、三教会同の実効は少なかったと言えよう」と評している(解説四〇頁)。

(26) 鈴木美南子「天皇制下の国民教育と宗教」(伊藤弥彦編『日本近代教育史再考』昭和堂、一九八六) を参照。

(27) 澤柳政太郎「宗教と教育」(『全集』第七卷) 四〇七頁。

(28) 同前 四〇八頁。

(29) 同前 四〇九頁。  
(30) 同前 四一〇頁。

(31) 澤柳政太郎「教育と宗教的信念との関係」(『全集』第七卷) 四四九頁。

(32) 同前 四五二頁。

(33) 澤柳政太郎「創立記念式典式辞」(大正大学五十年史編纂委員会『大正大学五十年略史』一九七六) 三一七頁。

(34) 澤柳の名著であり、日本の教育学の古典とされている『実際の教育学』は、そのような現場の学校教育を重視するという視点で書かれている。

(35) 上野浩道『知育とは何か——近代日本の教育思想をめぐって』(勁草書房、一九九〇) 五三三頁。